

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730016

研究課題名（和文） 「財政規律の時間的柔構造」の構想—財政規律と柔軟性を両立させる法制度設計論の探求

研究課題名（英文） Establishing the Long-term Fiscal Discipline through the Flexibly-Structured Legal Institution of Public Finance

研究代表者

藤谷 武史（FUJITANI TAKESHI）

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：90313056

研究成果の概要（和文）：本研究は、様々な政策課題に臨機応変に対応しうる財政の柔軟性を維持しつつ中長期的な財政規律を確立するという目標に対して財政法学的観点から貢献するために、制度の経済分析や認識論的ゲーム理論からの示唆を踏まえて、財政制度と法概念の関係についての新たな思考枠組みを示し、これに基づいて財政法上の諸概念の解釈論を再定位することを通じて、《財政規律の時間的柔構造》を可能にする制度設計論のあり方を示したものである。

研究成果の概要（英文）：This study pursues the reinvention of the legal study on public finance, so that it shall help the public finance system achieve and maintain the right balance between its capacity in flexibly addressing to the short-term fiscal needs, and its commitment to the long-term fiscal discipline: the study applies the economics in institutional analysis and the epistemic game theory into the field of law and public finance, which encourages the reinterpretation of existing legal concepts in the field, leading to the brand-new method of legal interpretation that incorporates the institutional considerations, hence the goal of fiscal discipline, into the day-to-day functioning process of the public finance system. The study argues that this approach shall facilitate the commitment to the fiscal discipline while accommodating the flexibility of public finance against unforeseen fluctuations in fiscal needs, therefore makes the long-term fiscal discipline more robust and stable.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学、財政法学、租税法、アメリカ行政法、立法学、財政学、契約と制度の経済理論、認識論的ゲーム理論

1. 研究開始当初の背景

(1) 問題の所在

少子高齢化とグローバル経済の進展は、我が国をはじめ、先進各国の財政に対して、一

方で社会保障や国内経済の支援等の財政需要の増大、他方で自国企業の国際競争力の低下や「資本の逃避」等の懸念に基づく財源調達能力の制約、という両面から、厳しい制約を突きつけている。この状況下では、財政赤

字の増大はある程度は不可避である。しかし、公的債務を無限に累積させる政策が持続不可能である以上、多様な公的需要を充足する財政の柔軟性を持続しつつ、財政破綻を回避するための中期的な財政規律をいかに確立するかが、喫緊の課題であることは言うまでもない。(なお、本研究が構想されたのは2008年秋のことであるが、同時期以降に深刻化した世界金融危機や欧州財政危機は、上記の問題の切実性を再確認するものであった。)

ところが、財政規律を回復させようとする試みに対しては、「確かに理論的には正しいが、今はその時期ではない」という反論が働きやすい。特に、バブル経済崩壊後の日本は、「まずは現在の(例外的な)経済的苦境を脱し、その後に財政規律を論じるべき」との考え方の下、公債残高を数倍に膨張させてきた。この経験は、目先の(それ自体正当であることが多い)公的財政需要に対して、中期的な財政規律を持続することがいかに困難であるかを示している。もちろん、硬直的に財政規律を墨守することが常に正解ではないことが、この問題の本質的なアポリアである。

(2) 既存の理論動向

上記の問題に対する理論的アプローチとしては、①公共経済学の観点から、財政の持続可能性や「よい財政赤字と悪い財政赤字」の区別など、客観的な分析視角が示されており、②政治学・行政学の観点からも、財政規律を弛緩させる政治的・行政的メカニズムに関する知見が示されており、これらの有用性はいずれも明白である。しかしながら、財政と経済の持続可能性を見据えつつ、現在の財政をどう運営するかという問題は、既知のデータと理論から必然的に正解が導かれるものではなく、不確実な将来に向かい他者(国民・経済)に強制的に影響を及ぼす判断を行うという意味で、規範的契機を伴わざるをえない営為である(もちろん、社会科学の知見は「ex postに見て誤った判断」を犯す可能性を減少させてくれるという意味で有益である)。しかるに、規範の学である法律学における上記問題の取り扱い方は、憲法上の財政民主主義原理を前提として、「民主的手続を経た決定である以上、具体的な財政運営のあり方には法学は沈黙せざるを得ない」とするものであり、十分な貢献を行うことができていない状況にあった。

2. 研究の目的

(1) 以上の背景に対して、本研究は、①隣接社会科学の知見を取り入れ、これらと有機的に連携しつつ、②規範の学としての法律学に固有の観点から、《財政規律と財政運営の柔軟性を両立させる法制度設計のための理

論枠組》を提示することを目的とする。

従来の財政法学は、「何が当該分野に妥当する法であるか」の解明(解釈論)と「何が当該分野に妥当すべき法であるか」の提示(立法論)を旨としてきた(これは法律学一般に共通する問題意識である)が、財政規律の問題に対しては、「理想的な規範を外在的に示す」立法論では不十分である。均衡財政原則を宣言する財政法4条に対する特例法の制定が常態化しているように、財政運営者は立法者でもあり、「立法者を拘束する立法論」は影響力に乏しい理想論に陥りがちである。

これに対して、本研究が目指す理論枠組は、現実の財政運営(政治・行政過程)に伴走する形で、財政運営者の判断を一定の方向に規律付けながらも、予測不可能な問題に対する柔軟性を許容する行為規範を、制度内在的に示すものである。これによって、財政規律の問題に対して隣接社会科学と協働しつつ有益な知見を提供できる新たな財政法学の方法論的基礎を示すことが、本研究の最終的な目的である。従って本研究は理論研究であるが、その成果によって、喫緊の現実的課題である財政規律の問題をより合理的に議論する基盤が提供されることが期待される。

(2) 上記目的を具体化するための補助的な目的として、本研究は、①財政法学における規範命題を、現実の制度動態(財政運営)に接続可能にする論理とメカニズムに関する基礎理論の解明と、②その観点から従来の財政法概念・制度を読み直す(再解釈)作業、および③冒頭に述べたアポリアの特性を踏まえて財政規律を可能にする法制度設計の指針を示すこと、を具体的な目的とする。

3. 研究の方法

(1) 制度理論・ゲーム理論の応用

本研究は、隣接社会科学の知見を上述した規範の学としての法律学に固有の着眼点から再構成して新たな視点を提示することを重視するが、その際に特に有益な視点を与えるのが、「制度」を、「プレイヤーの認識を媒介としてプレイされる社会的ゲームの均衡の縮約表現(に関する認識)」と捉える「制度」の経済学的分析の発想である。財政法を含む法制度も、実定法(法令や判例)上の法命題の集積にとどまるものではなく、財政運営という社会的ゲームに関与する諸アクター間においてある規範命題が持つ意味に関する認識、およびそれに媒介されて選択される戦略、からなる均衡として把握されるものであり、このように捉えることで、「立法者=財政運営者を統御できない立法論」という前述したディレンマに対応する財政法学の可能性が開かれることになる。

(2) 解釈論と制度設計論の統合

上記(1)の視点とも密接に関連させつつ、本研究は、財政法における実定法上の諸概念に再解釈を施す作業を重視する。これは一見すると、伝統的な法律学の方法である解釈論に類似するが、ある法概念が(上記(1)の意味での)「制度」上いかなる意味を含むか、を意識する点で、一線を画する。元来、規範命題の解釈は、過去に定立された既存の規範命題を、定立当時に必ずしも想定されていなかった現在の事象との関係において考察する中で、当初命題の同一性を維持しつつ新たな事象に対応して変容させていくという営為である。そして、各時点においては十分に(眼前の問題に何らかの解決を与える程度には)一義的でありながら、通時的には変化に開かれているという《時間的柔構造》を有することが、法概念の特性である。こうした法概念が「制度」においてどのような役割を果たしているか、を踏まえることで、いわゆる狭義の(立法論の対象となる)法制度の設計においてどのような法概念をいかに配置すべきか、という議論が可能になる。(建築の比喩を用いるならば、建築物に柔軟性を持たせて耐久性を高めるためには、可塑性を持つ部材をどこに組み込めばよいか、という発想である。)

4. 研究成果

(1) 基礎理論の提示

上記に述べた目的及び方法に基づき、本研究期間の前半において、基礎理論を提示する作業を重視し、以下のような成果を挙げた。

①規範の学である法律学が、隣接社会科学の知見を取り入れる際には、隣接社会科学における事実命題を直ちに規範命題に転換するという誤謬を伴い易い。他方、かかる誤謬に対する(それ自体は正当な)拒絶反応が、法律学と隣接社会科学との対話・協働を阻み、法律学の問題対応能力を停滞させてきた面も否めない。こうした状況は、本研究の目指す新たな財政法学の提示にとって好ましいものとは言えない。そこで、法哲学の蓄積を参照しつつ、「法と経済学」や「法政策学」を、隣接社会科学の知見に刺激を受けつつ、それを法概念に再構成することで、既存の法学の蓄積、及びそれを不可欠の構成要素とする法システムへの接続を可能にする媒介者としての機能を果たす理論として再定位すべきとの視点を提示した(→論文⑧・⑨)。なお、かかる作業を実際に行った領域として租税法の経験を位置づける学説史研究を公表している(→図書①)。

②上記の方法論的作業に基づいて、3(1)で述べた認識論的ゲーム理論の財政法領域

への応用に向けた指針を示す論文を公表した(→論文⑥;その準備作業として当該分野の第一人者との対話に基づく翻訳(青木昌彦(藤谷武史訳)「相互作用と個人予想を媒介する認知的メディアとしての制度」新世代法政策学研究(北海道大学)9号(2010年12月)1-48頁、査読無)を公表した)。この論文では、「社会的ゲームをプレイしている人々が、当該ゲームの構造に関して有する主観的な予測(認識)が共有されているときに、その共有された認識の(顕著な)パターン」として制度を捉える考え方に依拠して、財政制度をこのような意味での「制度」と理解した上で、その認識の生成・変容に大きな影響を与えるものとしての財政法上の法命題(それ自体、「法が何か・何であるべきか」を巡ってプレイされる、1つのサブドメインとして入れ子構造の社会的ゲームの一部を構成する)を位置づける、という見方を示した。その上で、法が財政規律の実現をもたらすメカニズムの基礎理論的考察を加えた。

(2) 解釈論と制度論の関連づけ

以上の基礎理論的作業から、実践的な議論への橋渡しとして、法解釈が行われる場なし手続としての制度(※(1)での用法と紛らわしいが、ここでは立法や行政・司法制度といった、通常の意味で用いている)が不可分の関係に立つことは自明であるが、この脈絡をアメリカ行政法学の展開に即して具体的に跡づけたのが、論文⑨・⑩である。これは上記(1)の基礎理論で示された「柔軟性を備えた財政規律の方向へと財政「制度」を導く財政法概念およびその解釈学的営為」という着想を、現実の制度に植え付ける上では、立法府や司法府の役割、それとの関係での行政や専門家機関の裁量など、権限の制度配置(institutional arrangement)が重要であることを示すものである。

(3) 従来の財政法概念の再解釈・再構成

上記(1)(2)の理論的作業に基づき、本研究期間の後半では、様々な財政法上の実例を素材に、「制度」の観点から再解釈を加えた成果を公表した。単純に「財政の民主的統制」を掲げる論法では、それが必要に迫られるところ、本研究の視点からは、当該規範がなぜ、どのような機能を当該「制度」の中で果たしているのか、またその規範の意味を解釈で動かすことがそれ以降の「制度」の均衡にどのようなフィードバック作用をもたらすのか、という考察が不可欠であり、その考察を踏まえて個別具体的な解釈論が行われるべきである、ということになる(→論文①・②)。

また、こうした視点は、外国の財政制度を

分析する上でも有益であり（→論文③）、財政制度の改革が、政治的決断のみによって為されるのではなく（かかる発想からは「財政規律の実現にはそのような政治的意思が登場するのを待つほかない」ということになってしまう）、当該財政「制度」における過去の経験（例えばフランスにおける第三共和制の財政）が現在どのように解釈され、それによって新しい慣行が説明されるか、という、すぐれて解釈論的なフィードバックのメカニズムの上に成り立つものである、ということが明らかにされる。

さらに、以上の理論的視点に基づき、裁判規範には馴染まない財政法上の法概念（政府調達における「経済性の原則」）についても、財政プロセスにおける判断権限の配分および、「制度」の動的なフィードバック過程の中に位置づけることによって、その意義と限界が明らかにされる（→論文⑤）ことや、租税法・財政法と他の法政策分野（例：社会保障・環境保全）が交錯する問題領域において、その「制度」上の機能を踏まえて再定位された財政法上の概念が、解釈論および法制度設計論上も構成的な役割を担いうる（→論文⑦・⑪）ことも示された。

(4) 《財政規律の時間的柔構造》の実現に向けた財政法学の刷新

以上の成果を踏まえて、本研究の研究成果を総括する論攷を公表する予定であるが、その概要を予め示すならば、以下の通りである。

第1に、財政法上の概念が、財政「制度」の動的なフィードバック・プロセスの中で果たしている機能に注意を向けるべきである。これによって、当該財政法概念の解釈論や立法論に当たって、財政「制度」における財政規律と柔軟性の両立が可能となる方向へと議論を導くことが可能になる。本研究が目指す《財政規律の時間的柔構造》は、「書かれたルールの集積としての法制度」という静態的な理解から、財政運営という社会的ゲームに関与する諸主体の認識を媒介としたフィードバックの過程における主要な構成要素、という動的な理解へと移行することで初めて可能となる。

第2に、こうした観点から過去の実例を再検討し、財政規律の回復に成功する場合において、財政法命題がいかなる役割を果たしたか、を抽出する作業が行われるべきである。この過程で、行政学や公共選択論における予算制度の研究との有機的な連携がなされよう。こうした作業を踏まえて、冒頭で示した現代の財政を取り巻く難問に対して、隣接社会科学と連携しつつ法学的観点からの貢献を行いうる新たな財政法学像を示すことが可能となる。（その一端はすでに論文⑤・⑥などで示したところである。）

第3に、法律学からの貢献をなすべき固有の領域として、（例えば財政の領域において）妥当すべき規範を、（哲学的抽象的ではなく）現実の「制度」の動的なフィードバック過程の中で、（上に述べたようにその意味を踏まえつつ）具体的に提示することが指摘できる。本研究の理論枠組に基づいて（すでに上記(3)で示したような）具体的素材の検討をさらに進めることで、理論的に示される財政運営の指針と、現実の財政運営との間を架橋する「ミドルウェア」を提示することが可能となる。例えば、《財政規律の時間的柔構造》の実現のためには、①財政運営に関わる諸主体の権限の初期配分（制度配置）と、②当該制度配置の上で適用される財政法規範を、状況の変化に応じて柔軟に、しかし規律自体は弛緩させない、という解釈論、の双方への目配りが必要となる。安易に財政法上の概念（例：執行部門の裁量）を拡張することが、初期制度配置の意味を改変し、さらに財政規律を弛緩させる、という可能性には警戒を要することとなる（→論文①）。また、こうした視点は、議会自身による立法措置を通じた財政規律の確保の可能性と限界について検討する上でも有益であろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計18件）

- ① 藤谷武史「市が締結した賃貸借契約に基づく公金支出の適法性（租税判例速報）」ジュリスト1438号（2012年）8-9頁、査読無
- ② 藤谷武史「租税法主義における租税の意義—旭川市健康保険条例事件」別冊ジュリスト207号『租税判例百選（第5版）』（2011年）8-9頁、査読無
- ③ 藤谷武史「学界展望（財政法）Aurélien Baudu, Contribution à l'étude des pouvoirs budgétaires du Parlement en France: Éclairage historique et perspectives d'évolution (Daloz, 2010)」国家学会雑誌124巻9・10号（2011年）847-850頁、査読無
- ④ 藤谷武史「公法における「法と経済学」の可能性？—租税法の経験を手がかりに」、法学教室365号（2011年）16-24頁、査読無
- ⑤ 藤谷武史「政府調達における財政法的規律の意義—「経済性の原則」の再定位—」フィナンシャル・レビュー（財務省財務総合政策研究所）通巻第104号（2011年）57-76頁、査読無
- ⑥ 藤谷武史「財政制度をめぐる法律学と経

済学の交錯—法律学の立場から—」フィナンシャル・レビュー（財務省財務総合政策研究所）通巻第 103 号（2011 年）3-24 頁、査読無

- ⑦ 藤谷武史「労働政策の手法としての給付付き税額控除」日本労働研究雑誌 52 巻 12 号（通号 605）（2010 年）18-27 頁、査読無
- ⑧ 藤谷武史「「法政策学」の再定位・試論—「新世代法政策学」の基礎理論の探求」新世代法政策学研究（北海道大学）9 号（2010 年）181-215 頁、査読無
http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol9/9_10.pdf
- ⑨ 藤谷武史「「より良き立法」の制度論的基礎・序説—アメリカ法における「立法」の位置づけを手がかりに」新世代法政策学研究（北海道大学）7 号（2010 年）149-213 頁、査読無
http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol7/7_8.pdf
- ⑩ 藤谷武史「多元的システムにおける行政法学—アメリカ法の観点から」新世代法政策学研究（北海道大学）6 号（2010 年）141-160 頁、査読無
http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol6/6_10.pdf
- ⑪ 藤谷武史「環境税と暫定税率—租税法・財政法・行政作用法の交錯領域として」ジュリスト 1397 号（2010 年）28-36 頁、査読無

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 藤谷武史「企業・投資活動の国際的展開と国家」第 76 回日本公法学会総会・第一部会報告（2011 年 10 月 9 日・名城大学・名古屋市）

〔図書〕（計 3 件）

- ① 藤谷武史「租税法と行政法—歴史と展望」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣・2010 年）71-95 頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤谷 武史 (FUJITANI TAKESHI)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：90313056

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし